報告第２５号

放棄した債権の報告について

小松島市債権管理条例（平成２７年小松島市条例第１３号）第１４条第１項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年９月３日報告

小松島市長　中　山　俊　雄

放棄した債権の報告について

１　債権の名称

（１）（昭和５２年６月１日付け 亡 Ａ 契約）宅地取得資金貸付金

（２）（昭和５２年１２月７日付け 亡 Ａ 契約）住宅新築資金貸付金

２　債務者

亡 Ａ 相続財産

３　債権の件数及び額

（１）宅地取得資金貸付金１件

未払いの元金利息金２，７９９，１３８円及びこれに係る違約金

（２）住宅新築資金貸付金１件

未払いの元金利息金５，３６２，２００円及びこれに係る違約金

４　放棄した事由

小松島市債権管理条例第１４条第１項第１号及び第４号

（理由）

借受人　亡　Ａ　が借り入れた第１項の貸付金を原資として取得した土地及び新築した建物に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立てたが、売却されなかった。また、亡　Ａ　の相続人全員が相続放棄をしたため、相続人不存在となり、相続財産管理人が選任されていたが、管理終了により、同相続財産管理人選任事件が終局しており、強制執行等の手続を取れる財産がない。

また、連帯保証人２名について、両名とも生活保護法の適用を受けており、資力の回復が困難であることから、これ以上の債権回収が困難であるため。